特定非営利活動法人　全国言友会連絡協議会　定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人　全国言友会連絡協議会という。また略称をＮＰＯ法人　全言連という。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都豊島区南大塚１丁目３０番１５号に置く。

（目的）
第３条　この法人は、吃音のある人、吃音のある子ども及び保護者、吃音に関心のある市民に対して、吃音の啓発、吃音に起因して生じる問題の解消に関する事業を行い、吃音があるままよりよく生きることが出来る社会の形成に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（２）社会教育の推進を図る活動
（３）前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
（１）吃音情報誌、吃音の専門機関紙の発行事業
（２）吃音者の全国大会、吃音に関する講演会等の開催事業
（３）ｲﾝﾀｰﾈｯﾄによる普及・啓発事業
（４）その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業

第２章　会員

（会員の種別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した団体
（２）賛助会員　この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（会員の権利）
第７条　正会員は、総会における表決権を有する他、定款に記載の権利を有する。
　２　賛助会員は、総会における表決権を有しない。

（会員の要件）
第８条　会員の要件は次の通りとする。
（１）正会員としての団体は、市民（個人またはグループ）により設立された非営利団体であって、自律的に活動している。
（２）正会員としての団体は、民主的な意思決定機関（総会、会則の制定など）を置き、会則に従って運営されている。
（３）正会員としての団体は、団体の役員および事業報告と決算書が作成されている。
（４）賛助会員は、特に定めない。

（入会）

第９条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
３　理事長は、前項の申し込みがあったときは、理事会に諮り、第８条（会員の要件）を満たしている場合、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
４　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）
第１０条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第１１条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
（１）退会届の提出をしたとき。
（２）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
（３）特別な理由なく継続して２年以上会費を滞納したとき。
（４）除名されたとき。

（退会）
第１２条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第１３条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
（１）この定款に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会費の不返還）
第１４条　既に納入した会費は、返還しない。

第３章　役員

（種別及び定数）
第１５条　この法人に次の役員を置く。
（１）理事　　５人以上１２人以内とする
（２）監事　　１人以上２人以内
２　理事のうち、１人を理事長、１人以上３人以内を副理事長とする。

（選任等）
第１６条　理事及び監事は、正会員の構成員から総会において選挙によって選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
６　総会における選挙は、理事会で別に定める選挙管理規定に基づいて行う。

（職務）
第１７条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名し

た順序によって、その職務を代行する。
3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4　監事は、次に掲げる職務を行う。
（1）理事の業務執行の状況を監査すること。
（2）この法人の財産の状況を監査すること。
（3）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（4）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）
第１８条　役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結までとする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
4　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

（欠員補充）
第１９条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第２０条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第２１条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会議

（種別）
第２２条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第２３条　総会は、正会員をもって構成する。
2　賛助会員および正会員の構成員は、総会を傍聴できる。

（総会の権能）
第２４条　総会は、以下の事項について議決する。
（1）定款の変更
（2）解散及び合併
（3）会員の除名
（4）事業計画及び予算並びにその変更
（5）事業報告及び決算

（６）役員の選任又は解任、職務及び報酬
（７）会費の額
（８）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第５１条において同じ。）
（９）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（１０）解散における残余財産の帰属先
（１１）事務局の組織及び運営
（１２）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第２５条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
（３）監事が第１７条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）
第２６条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から４５日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第２７条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第２８条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）
第２９条　総会における議決事項は、第２６条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）
第３０条　各正会員の表決権は、平等なものとする。
２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
５　正会員の表決権を行使するものは理事及び監事との兼任を原則禁止する。やむを得ない場合は事前に事務局に申請することができる。

（総会の議事録）
第３１条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）
第３２条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）
第３３条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第３４条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき。
（２）理事総数の３分の２以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第３５条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から２８日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも４日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第３６条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）
第３７条　理事会における議決事項は、第３５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）
第３８条　各理事の表決権は、平等なものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
５　当法人は、理事の全員が理事会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の理事会の決議があったとみなす。但し、監事が異議をのべたときは、この限りではない。

（理事会の議事録）
第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者は、その旨を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。
３　当法人は、理事の全員が理事会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

第５章　資産

（資産の構成）
第４０条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）設立当初の財産目録に記載された資産
（２）会費
（３）寄付金品
（４）財産から生じる収益
（５）事業に伴う収益
（６）その他の収益

（区分）
第４１条　この法人の資産は、これを特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種類とする。

（管理）
第４２条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章　会計

（会計の原則）
第４３条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）
第４４条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、１種類とする。

（事業年度）
第４５条　この法人の事業年度は、毎年９月１日に始まり、翌年８月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）
第４６条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４７条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費）
第４８条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第４９条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第５０条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第５１条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第５２条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）
第５３条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（１）総会の決議
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）正会員の欠亡
（４）合併
（５）破産手続き開始の決定
（６）所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第５４条　この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に規定する法人のうちから総会において選定したものに譲渡するものとする。

（合併）
第５５条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告

（公告の方法）
第５６条　この法人の公告は、この法人の会報及びホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）
第５７条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長、事務局次長、及び必要な職員を置く。

（職員の任免）
第５８条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）
第５９条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１０章　雑則

（細則）
第６０条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則
１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	池田　邦彦
副理事長	綾部　泰雄
副理事長	広田　元恵
副理事長	南　　孝輔
理事	市川　恒雄
理事	石渡　哲雄
理事	岩下　道人
理事	岡部　健一
理事	菊池　良和
理事	小林　岳史
理事	小山　裕之
理事	加藤　隆広
理事	苅部　　淳
理事	坂田　善政
理事	佐藤　隆治
理事	佐藤　直樹
理事	重久　公典
理事	園田　龍章
理事	立川　英雄
理事	登梛　　正
理事	飛田　智恵子
理事	寺田　　仁
理事	中村　則男
理事	松井　和信
理事	山本　成泰
監事	大石　武郎
監事	草間　　博

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成２０年６月３０日までとする。
４　この法人の設立当初の事業年度は、第４３条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成１９年３月３１日までとする。
５　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
６　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）年会費	正会員（個人、団体）	年額	５，０００円
	賛助会員(個人、団体)	年額	１，５００円

附　則
１　この定款は、平成２２年１１月１日から施行する。
２　この法人の平成２２年度の事業年度は、定款第４３条の規定にかかわらず、平成２２年４月１日から平成２２年１０月３１日までと、平成２２年１１月１日から平成２３年８月３１日までとする。
３　平成２３年１０月８日　　第１４条１項変更（認証　23 生都管特第 1825 号）
４　平成２４年１１月２３日　第１６条１項変更、第３７条３項新設（認証　24 生都管特第 2574 号）
５　平成２６年１１月１日　　第１３条１項－１、理事定数変更

6　平成２７年１０月１０日　第２８条５項新設　平成２７年総会にて　定款変更申請中
7　平成２８年３月９日　　第２８条５項新設　認証　２７生都地特第１９２５号
8　平成３０年９月２２日　第５４条（公告の方法）法改正により変更、東京都届け出事項
9　平成３０年１１月３日　第３条（目的）、第６条（種別）ほかをNPO法改正などにより、平成３０年総会にて定款変更認証申請中
10 平成31年3月22日 第3条(目的),第6条(種別)ほかをNPO法改正などにより,定款変更認証　30生都管特第2199号